



市章

# 大津市公報

平成30年6月29日  
号外(第44号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

### 規則

- 56 大津市財務規則の一部を改正する規則..... 1
- 57 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 58 大津市火災予防規則の一部を改正する規則..... 1

### 訓令

- 5 大津市職員の時差勤務に関する規程..... 2
- 6 大津市事務決裁規程の一部改正..... 3

### 公告

- 都市公園の開設公告..... 4

### 教育委員会訓令

- 4 大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の時差勤務に関する規程..... 4
- 5 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正..... 4

## 規則

大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月29日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第56号

大津市財務規則の一部を改正する規則

大津市財務規則(平成9年規則第73号)の一部を次のように改正する。

別表中「及び就労自立給付金」を「、就労自立給付金及び進学準備給付金」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成30年7月2日から施行する。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月29日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第57号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和63年規則第43号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「平成31年3月31日」を「平成39年3月31日」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月29日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第58号

大津市火災予防規則の一部を改正する規則

大津市火災予防規則(昭和59年規則第43号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に、

「  

男 人 女 人 計 人
-------------

 を

「  

人
---

 に改める。  
 」

**附 則**

- 1 この規則は、平成30年7月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市火災予防規則様式第4号の規定による消防訓練実施届出書は、当分の間、なお使用することができる。

**訓 令**

**大津市訓令第5号**

大津市職員の時差勤務に関する規程を次のように定める。

平成30年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市職員の時差勤務に関する規程

(趣旨)

**第1条** この訓令は、時差勤務の実施に関し、他に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この訓令において「時差勤務」とは、大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定により割り振られた勤務時間に勤務することをいう。

(対象職員)

**第3条** 時差勤務の対象となる職員は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事するために時差勤務を行う必要がある職員とする。

時差勤務により公務能率又は市民サービスの向上が図られる業務

各種団体等との会議又は打合せ、公共事業等に係る説明会、公金等の徴収業務及び用地交渉その他相手方の都合等に応じる必要がある業務

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員は、時差勤務の対象としない。ただし、当該職員の同意を得たときは、この限りでない。

条例第8条の4第1項から第3項まで(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により深夜勤務及び時間外勤務を制限されている職員

大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則(昭和50年規則第8号)第11条第1項の事後措置として、深夜勤務及び時間外勤務を制限され、又は禁止されている職員

(時差勤務による勤務区分、勤務時間及び休憩時間)

**第4条** 時差勤務による勤務区分、勤務時間及び休憩時間は、別表のとおりとする。

2 所属長は、業務上やむを得ないと認めるときは、別表に定める休憩時間を変更することができる。

(命令手続)

**第5条** 所属長は、時差勤務を割り振るときは、対象となる職員に対し、時差勤務の日(以下「時差勤務日」という。)の1週間前の日までに命令しなければならない。ただし、第3条第1項第2号の業務に従事させるために時差勤務を割り振る場合において、当該対象となる職員の同意を得たときは、時差勤務日の前日までに命令すれば足りる。

2 所属長は、職員に時差勤務を命ずるに当たっては、所属の業務の遂行に支障が生じないよう公務体制の確保に努め、通常の勤務時間において市民サービスが低下することのないよう留意しなければならない。

3 所属長は、育児又は介護を行う職員に対して時差勤務を命ずるに当たっては、当該職員の育児又は介護に支障がないよう配慮しなければならない。

(勤務区分の変更等)

**第6条** 所属長は、時差勤務を職員に命じた日から時差勤務日の前日までの間に、時差勤務の勤務区分を変更し、又は時差勤務の命令を取り消すべき特別な事由が生じたときは、当該職員の同意を得て、その勤務区分を変更し、又は時差勤務の命令を取り消すことができる。

**附 則**

この訓令は、平成30年7月1日から施行する。



公 告

都市公園の開設公告

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、新たに供用を開始しようとする都市公園の名称等について、次のとおり公告する。

平成30年6月29日

大津市長 越 直 美

名 称	位 置	区 域	供用開始期日
松が丘南児童公園	松が丘七丁目	別紙図面のとおりに	平成30年7月1日

「別紙図面のとおりに」は省略し、その図面を大津市役所未来まちづくり部公園緑地課において縦覧に供する。

教 育 委 員 会 訓 令

大津市教育委員会訓令第4号

大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の時差勤務に関する規程を次のように定める。

平成30年6月29日

大津市教育委員会  
教育長 舩 見 順

大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の時差勤務に関する規程

大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の時差勤務(大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号)第4条第1項の規定により割り振られた勤務時間に勤務することをいう。)の実施については、大津市職員の時差勤務に関する規程(平成30年訓令第5号)の例による。

附 則

この訓令は、平成30年7月1日から施行する。

大津市教育委員会訓令第5号

大津市教育委員会事務決裁規程(平成6年教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成30年6月29日

大津市教育委員会  
教育長 舩 見 順

別表第1号の表2の部3の項第3号を次のように改める。

所属職員の勤務時間、休憩時間及び休息時間の割振り									
ア イに掲げる割振り以外の割振り									
イ 大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の時差勤務に関する規程(平成30年教育委員会訓令第4号)に基づく割振り								教育総務課長	

附 則

この訓令は、平成30年7月1日から施行する。